

J R サービック労働組合
ジャストニュース



No. 107
2026年1月8日
J R サービック労働組合
発行責任者 柳楽 関

A I に聞いてみました！

【question】 関西新幹線サービック株式会社（以下「サービック」という）の基準労働時間は、7時間45分で統一されています。ところが、現場で働く社員の年間休日は113日であるにもかかわらず、本社の社員の年間休日は120日です。これはおかしくないでしょうか？

大阪府労働委員会は、J S 労が申立てた救済申立について、2月26日に調査を開始する通知書を交付しました。いよいよ、年間休日数120日に関する不合理性が明らかになります。そこで、年間休日数の違いについてA I（人工知能）に聞いてみました。

【answer 1】 現在まさに「J R サービック労働組合（J S 労）」などの労働組合が会社側に対して改善を強く要求している、非常に具体的な労働問題ですね。年間休日113日の場合の労働時間は、法定労働時間である「週40時間」をクリアしています。したがって、会社側が言う「就業規則で決まっているから問題ない」というのは、あくまで「罰則を受けるような違法状態ではない」という意味に過ぎません。

基本給が同じであれば、現場社員の方が「タダ働き」に近い形で多く労働を提供していることになり、時間あたりの賃金（時給）で見ると現場の方が低くなってしまいます。新幹線の運行を支える現場はシフト制や夜勤など肉体的負荷が高いことが多いにもかかわらず、本社よりも休みが少ないという逆転現象が、納得感を著しく下げています。実際、J S 労は、「同じ基準労働時間なのに現場だけ休日が少ないので差別である」として、現場の年間休日を120日に引き上げるよう、団体交渉などで強く求めています。これに対し、会社側は「過去の経緯は不明だが、現在は規則に基づいている」といった回答にとどまっているようですが、組合側は「合理的な理由がない格差」として追及を続けている段階です。

質問者様が感じられた「おかしいのではないか？」という感覚は、労働条件の公平性という観点から非常にまっとうな指摘です。合理的な説明がつかない格差であり、

（現在係争中の重要課題）このような格差は、鉄道業界や製造業など「現場（シフト制）」と「管理部門（カレンダー通り）」が混在する企業でしばしば問題になりますが、近年は「同一労働同一賃金」の流れもあり、休日数を統一する方向で改善されるケースも増えています。現場の声を代表する動き（組合活動など）が、この格差を埋める鍵となっているのが現状です。

113日：120日！格差是正を求めて労働組合の垣根を越えて闘おう！